

平成26年5月2日(金)  
国土交通省関東地方整備局  
総務部

記者発表資料

指名停止措置について

関東地方整備局は、357号東京港トンネル工事鹿島・大林  
特定建設工事共同企業体(所在地 東京都港区)外2社に対し  
て、指名停止措置を行ないました。  
詳細は別紙のとおりです。

発表記者クラブ

埼玉県政記者クラブ  
竹芝記者クラブ

横浜海事記者クラブ  
神奈川建設記者会

問い合わせ先

○総務部契約課長

アライ ケンジ

新井 賢司 (内線2511)

○企画部技術調査課長

ハラ カズトシ

原 和利 (内線3251)

さいたま市中央区新都心2-1

電話048-601-3151(代)

総務部経理調達課長

マエノ ヨシノリ

前野 義則 (内線5870)

港湾空港部港湾整備・補償課長

アベ ジロウ

阿部 二郎 (内線5730)

横浜市中区北仲通5-57

電話045-211-7412(代)

○は本件の主務課です

## 指名停止措置の概要

### 1. 指名停止措置業者名及び住所

指名停止対象業者	住所
① 357号東京港トンネル工事鹿島・大林特定 建設工事共同企業体	東京都港区元赤坂1-3-8
② 鹿島建設株式会社	東京都港区元赤坂1-3-1
② 株式会社大林組	東京都港区港南2-15-2

### 2. 指名停止措置期間

- ①の業者：平成26年5月2日から平成26年5月15日まで（2週間）
- ②の業者：平成26年5月2日から平成26年5月15日まで（2週間）
- ②の業者：平成26年5月2日から平成26年5月15日まで（2週間）

### 3. 指名停止措置の範囲：関東地方整備局管内

### 4. 事実概要

当該業者は、川崎国道事務所発注の「357号東京港トンネル工事」において、平成26年3月1日22時00分ころ、トンネル坑内でL型擁壁設置作業中、擁壁が倒れ、作業員が挟まれ死亡する工事関係者事故を発生させた。

### 5. 指名停止措置理由

有資格業者である「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年3月29日付け建設省厚第91号）及び「地方整備局（港湾空港関係）所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年3月31日付け港管第927号）別表第1第7号（安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故）に該当する。

#### <指名停止措置要領別表第1第7号>

措置要件	期間
（安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故） 地方整備局発注工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。	当該認定をした日から 2週間以上4ヵ月以内